

# 短期入所利用料金（併設型・空床利用型）

重要事項説明書「別紙1」

改定日：R6年4月1日

## 1.介護保険給付サービス(1日あたり)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1 割 負 担 分	併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)	603円	672円	745円	815円	884円
	夜勤職員配置加算(Ⅲ)	15円				
	看護体制加算(Ⅲ)イ	12円				
	看護体制加算(Ⅳ)イ	23円				
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	22円				
	機能訓練指導体制加算	12円				
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (併設型短期入所生活介護費+各加算)×8.3%	57円	63円	69円	75円	80円
	介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ) (併設型短期入所生活介護費+各加算(介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を除く))×2.7%	19円	20円	22円	24円	26円
	介護職員等ベースアップ等支援加算(Ⅰ) (併設型短期入所生活介護費+各加算(介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)を除く))×1.6%	11円	12円	13円	14円	15円
サービス利用料金合計	763円	839円	920円	998円	1,074円	

## 2.介護保険給付外サービス

### (1)食費(1日あたり)

朝食：370円 昼食：600円 夕食：580円	負担限度額第1段階	300円
	負担限度額第2段階	600円
	負担限度額第3段階①	1,000円
	負担限度額第3段階②	1,300円
	負担限度額第4段階	1,550円

### (2)居住費(1日あたり)

個室	負担限度額第1段階	320円
	負担限度額第2段階	420円
	負担限度額第3段階①	820円
	負担限度額第3段階②	820円
	負担限度額第4段階	1,171円
多床室	負担限度額第1段階	0円
	負担限度額第2段階	370円
	負担限度額第3段階①	370円
	負担限度額第3段階②	370円
	負担限度額第4段階	855円

## 3.自己負担額(1日あたり)

個室利用の場合	負担限度額第1段階	1,383円	1,459円	1,540円	1,618円	1,694円
	負担限度額第2段階	1,783円	1,859円	1,940円	2,018円	2,094円
	負担限度額第3段階①	2,583円	2,659円	2,740円	2,818円	2,894円
	負担限度額第3段階②	2,883円	2,959円	3,040円	3,118円	3,194円
	負担限度額第4段階	3,484円	3,560円	3,641円	3,719円	3,795円
多床室利用の場合	負担限度額第1段階	1,063円	1,139円	1,220円	1,298円	1,374円
	負担限度額第2段階	1,733円	1,809円	1,890円	1,968円	2,044円
	負担限度額第3段階①	2,133円	2,209円	2,290円	2,368円	2,444円
	負担限度額第3段階②	2,433円	2,509円	2,590円	2,668円	2,744円
	負担限度額第4段階	3,168円	3,244円	3,325円	3,403円	3,479円

#### 4. その他介護保険給付サービス ※必要に応じて提供させていただくサービス加算

加 算		自己負担額 (1割負担分)	加 算 条 件
1 日 ( 回 ) あ た り	療養食加算	1食8円	医師の指示に基づく療養食(糖尿病食・脂質異常症食・肝臓食等)を提供した場合
	送迎加算(片道1回につき)	184円	送迎が必要と認められた場合、居住地等から施設まで送迎した場合
	認知症行動・ 心理症状緊急対応加算	200円	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方で認知症行動・心理症状が認められ、医師が在宅での生活が困難と認められた方を受入した場合(利用開始から7日間を限度)
	緊急短期入所受入加算	90円	介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認められた方に対し、居宅サービス計画に位置づけられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合、又は介護保険最新情報vol.842に基づき利用日数を3で除した日数について加算(臨時的取扱)
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方が入所利用者の1/2以上。認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者1名以上配置しチームとして専門的な認知症ケアを実施していることなどの算定要件を満たし、なお且つ認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に対して加算
	医療連携強化加算	58円	喀痰吸引の実施、人工呼吸器の使用、中心静脈栄養の実施、常時モニター測定の実施、人工肛門の処置、経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養の実施、気管切開、褥瘡の処置のいずれかがの状態にある場合
	看取り連携体制加算	64円	看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合に、死亡日及び死亡日以前30日以下について7日間を限度として加算
月	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月	ICT等のテクノロジーを導入し、利用者の安全やサービスの質確保、職員の負担軽減を検討する委員会開催や安全対策を講じた上でガイドラインに基づいた改善を継続的にしている。

#### 5. その他の費用

		自己負担額	加 算 条 件
茶菓代		80円(1日)	経口摂取される利用者で、嗜好に合った飲み物、お菓子の提供費用
行事食代		300円(1回)	行事等でイベント食を提供させていただく際の費用

※別途、個別に応じて「長期入所利用料金」の4、5の各費用を加算させていただくことがあります。

※介護保険負担が2割、3割の方は「サービス利用料金合計」をそれぞれ2倍、3倍にして読み替えてください。